

委託業務仕様書（案）

1. 業務名

令和８年度和歌山県関係人口創出・拡大プロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

和歌山県では、令和８年１月に「関係人口創出プラットフォームわかやま FUNBASE」（以下、「わかやま FUNBASE」という。）(<https://wakayamafunbase.com/>) の運用を開始し、県内の地域を対象に地域づくりに取り組む魅力的な人や団体（以下、「地域の人・団体」という。）の情報を発信するとともに、地域の活性化や地域活動に関わりを持ちたいと考える方と地域の人・団体が繋がる（マッチング）機会を提供することで、関係人口の創出と継続的な交流による関係の深化を目指している。

本業務は、和歌山県（以下、「県」という。）における関係人口の創出・拡大を図るため、地域の人・団体の活動事例、並びに関係人口と地域との多様な関わり方を動画コンテンツとして広く発信することで、視聴者が当該活動に関心を持ち、県内外から地域づくりに参加するきっかけをつくることを目的とする。

【参考】関係人口とは、地域外に住みながら、継続的に地域と関わる人をいう。

3. 業務の内容

受託者は、本業務の目的及び地域の人・団体の活動の魅力を理解し、以下の業務を行うものとする。なお、業務実施にあたっては県と協議のうえ、行うこと。

（１）企画

「自らの知識、経験及び技術を地域で活かしたいと考える人」や「地域活性化に関心を有する人」等をターゲットとして、ア〜ウに留意した上、自身が活躍できる地域や活動の場との出会いを促進することをテーマとした動画を企画し制作すること。

ア 視聴者が関係人口としての関わり方を具体的にイメージできる内容とすること。

イ 来年度から本格的に運用が開始される「ふるさと住民登録制度」における担い手活動募集に係る周知においても活用できるよう工夫すること。

ウ 複数年使用可能なものとする。

（２）撮影

ア 新規撮影とすること。

イ 撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、受託者において行うこと。

ウ 主となる出演者については、「わかやま FUNBASE」に掲載している「地域の人・団体」を原則とする。なお、「わかやま FUNBASE」に掲載されていない人や団体を主として出演させる場合は、動画の公開までに「わかやま FUNBASE」に当該人や団体を登録・

掲載することを条件とする。

- エ 権利処理等の手続を受託者において実施し、肖像権等の問題が発生しないようにすること。

(3) 規格

制作するプロモーション動画の種類及び数量は、次のとおりとする。

なお、本項目に記載している動画は、以下「動画【番号】」(例、動画①)とする。

	動画内容	時間	本数
①	縦長ショート動画	1 分程度	1 0 本以上
②	①で作成した各動画を総括した横長動画	1 0 分程度	1 本
③	②を編集した横長動画	5 分程度	1 本
④	自由提案	自由	自由

- ア 動画等は、横長(1 6 : 9)・縦長(9 : 1 6)など、公開する媒体や、スマートフォンやP C等の視聴端末に応じた適切な画角、フォーマットで制作すること。

- イ 動画等の解像度はフルハイビジョン以上とする。

- ウ 動画①は、SNS および「わかやま FUNBASE」サイトでの活用を、動画②③は、セミナー等での放映をそれぞれ想定している。なお動画③は、動画②をもとに尺・構成を再編集したもので構わない。

- エ 動画①～③に加え、動画④において目的達成に有効と考えられる内容を提案し作成すること。

(4) 編集

- ア 動画①、動画②、動画③には、日本語字幕を挿入すること。

- イ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続は受託者において行うこと。

- ウ 各動画について、映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、県における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

(5) 情報発信

制作した動画を使って「わかやま FUNBASE」の活用の効果的と思われる情報発信などについて、方法や回数等を提案し実施すること。また実施後、動画閲覧数や属性などをふまえて効果の分析を行うこと。なお、県が運営する「わかやま FUNBASE」や関連する SNS および YouTube 等には県で掲載する。

(6) 成果物

- ア 納品すべき物品

(ア) 事業実績報告書 1 部

(イ) 委託期間中に作成した動画等の成果品一式(編集する前の素材を含む)を収めた記録メディア (ただしウイルス検査済証明書をあわせて提出すること)

- イ 納期

(ア) 動画 作成が完了次第順次納品 最終納期 令和9年2月26日

(イ) 実績報告書 令和9年3月31日

ウ 納品先

和歌山県地域振興部地域政策局地域振興課

和歌山市小松原通1-1

4 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、県への状況報告等）を徹底すること。

5 留意事項

ア 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、県においてすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、県が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権などの譲渡が難しいものが含まれる場合は、事前に県の下承を得た上で使用するものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、県の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

ウ 県は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができることとする。

エ 県が認めた第三者が、関係人口の創出・拡大を図ることを目的に、成果物を利用する場合がある。

オ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

カ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

キ 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。

ク 本業務は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県や会計検査院の検査に協力すること。

ケ 個人情報等の管理に当たっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人

情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１０月５日条例第３８号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。また、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これらのことは本契約終了後においても同様とする。

コ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は県と協議を行うこと。